

子育てのための施設等利用給付認定

申込の手引き



九重町



施設等利用給付認定について

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。

1. 幼児教育・保育の無償化にかかる「施設等利用費の支給」を受けようとする保護者は「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

※認可保育施設等に申込をした方で、既に教育・保育給付認定（支給認定）を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

施設等利用給付認定の種類

施設等利用給付認定区分	保育の必要性	認定要件	対象施設
新1号認定	無	満3歳以上の小学校就学前子ども（新2号及び新3号認定子どもに該当するものを除く。）	幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学付属幼稚園）特別支援学校幼稚部
新2号認定	有	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども※であって保育の必要性がある子ども ※申請年度4月1日時点で3歳以上の子ども	幼稚園等と預かり保育事業 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定		満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども※であって、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども ※申請年度4月1日時点で3歳以上の子ども	

2. 保育を必要とする理由

新2号、新3号認定を申請できる児童は、その家庭が次のいずれかの事由に該当し、父母またはその他の保護者等がその児童の保育を必要としている場合です。

事由	状況
就労	仕事（月48時間以上）をする場合。（フルタイム、パートタイム、夜間就労、内職など基本的にすべての就労を含む）
妊娠・出産等	妊娠中、または出産後間がない場合。
疾病・障がい	病気やケガをしたり、心身に障がいがある場合。
同居親族の看護・介護	同居の親族（長期入院等をしている親族を含む）
災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧にあたる場合。
求職活動等	求職活動等を行う場合。（起業準備を含む）
就学	大学や専門学校等（職業訓練校等における職業訓練を含む）に通っている場合。
虐待やDV 避難	虐待やDV 被害のおそれがある場合
育児休業中の継続入所	保護者の育児休業開始時点で入所中の児童について、当該育児休業の間も引き続き入所が必要と認められる場合。
その他	上記と同様の状態と認められる場合。

※必要性の認定を判定する上で担当職員より就労（予定）先などに状況を確認させていただく場合があります。

※申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

3. 施設等利用給付認定の有効期間

新2号、新3号認定は保育を必要とする事由により有効期間が異なります。有効期間が切れた場合は施設等利用費の支給の対象となりません。引き続き支給の対象とはするには期間の更新手続きが必要です。※新3号認定の児童は、3歳になった次の3月31日までが「有効期間」となります。

事由	状況
新1号認定	当該児童の小学校就学前まで
就労・疾病・障がい、同居親族の看護・介護 災害復旧、虐待やDV 避難	当該児童の小学校就学前まで
妊娠・出産等	出産予定月の3か月前から、産後半年まで
求職活動等	3か月間
就学	保護者の卒業予定日を含む月末まで
育児休業中の継続入所（継続時に限る）	育児休業が終了する日を含む月末まで（最大1歳に達する日の属する月末）
その他	町長が必要と認める期間

4. 保育の必要性の認定に必要な書類等

対象者	提出書類
申込者全員	□子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼現況届出書
初めて申請される方	※下記いずれか一つ □個人番号カード（写真のついたもの） □個人番号通知カード+写真のついた身分証明書
新3号認定を申請される方	□税務資料の開示（閲覧）に関する同意書
新2・3号認定を申請される方	□父親・母親が保育を必要とすることを証明する書類（◇下記参照◇）

◇父親・母親が保育を必要とすることを証明する書類◇

保育を必要とする事由	提出書類	備考
就労（外勤）	就労（予定）証明書	就労先が変わったときは、新しい就労（予定）証明書を再度提出してください。
就労（自営）	就労（予定）証明書	
妊娠・出産等（※）	母子手帳のコピー	分娩予定日の欄
疾病・障がい	診断書（保育の必要性認定用） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	各手帳はコピーを提出してください。
同居親族の看護・介護	診断書	療育機関等への親子通所の場合は「在園・通園証明書」もあわせて提出してください
災害復旧	罹災証明等	
求職活動	—	起業準備の方は就労（予定）証明書を提出してください
就学	就学状況報告書 在学証明書	—
育児休業中の継続入所（継続時に限る）	就労（予定）証明書 育児休業証明書	保護者の育児休業開始時点で入所中の児童のみ
虐待やDV 避難	九重町役場子育て支援課にお問い合わせください。	

5.施設等利用給付認定の申請内容の変更について

認定後、下記の内容に変更が生じた場合や認定内容を変更したい場合は、所定の手続きが必要となります。手続きの際には「施設等利用給付認定申請書（変更）」の提出が必要になります。

1. 保護者や児童の住所・氏名（結婚・離婚など）を変更した場合
2. 世帯員に変更があった場合
3. 保育を必要とする事由が変更となる場合
4. 就労先、就労時間など就労証明書の内容に変更があった場合
5. 生活保護の開始または廃止が決定した場合（新3号認定のみ）

6.施設等利用給付認定を受けた方の償還払い（施設等利用費の支給）について

施設等利用給付認定（新2・3号認定）を受けた方が、実際に給付を受けるには償還払いの手続きを行う必要があります。償還払いとは、いったん保護者が支払った利用料を、保護者の請求に基づき、九重町が保護者に支給する仕組みです。

償還払いにより施設等利用費の支給を受けるには、「施設等利用費請求書」、「領収書」、「提供証明書」を提出する必要があります。

施設等利用費は、九重町では**3か月に一度の請求**となります。

4月～6月分：7月請求

7月～9月分：10月請求

10月～12月分：1月請求

1月～3月分：4月請求

※なお、各種手続きが遅れると支給ができない場合がありますのでご注意ください。



施設等利用給付認定の受付期間

令和6年11月20日（水）から12月20日（金）まで

（4月認定希望の場合）

上記以降は、利用開始を希望する
前月の15日までに書類を提出してください。



お問い合わせは

九重町役場子育て支援課 ☎ 0973-76-3828